

特別養護老人ホームけいあいの郷緑園(短期入所生活介護) 料金表

利用料金について

1、基本報酬1日あたりの料金(円) 1割負担分 2割負担の方は倍の料金となります。

要支援1	569	
要支援2	707	
要介護1	758	
要介護2	832	
要介護3	912	
要介護4	988	
要介護5	1,062	

2、全員へ係る加算の1日あたりの料金(円) 1割負担分 2割負担の方は倍の料金となります。(★印は介護予防はなし)

サービス提供強化体制加算(Ⅲ)	7	常勤職員75%以上配置した場合
★夜間職員配置加算(Ⅱ)	20	規定を上回り夜勤職員を配置した場合
★夜勤職員配置加算(Ⅳ) ※(Ⅰ)とどちらか	22	上記(Ⅱ)の要件に加え、夜勤時間帯を通じて看護職員または喀痰吸引等の実施が出来る介護職員を配置した場合
機能訓練体制加算	13	常勤の理学療法士等を1名以上配置した場合
★看護体制加算(Ⅰ)	5	常勤看護師を1名以上配置した場合
★看護体制加算(Ⅱ)	9	看護職員の数が常勤換算方法で、利用者の数が25又は端数を増やすごとに1以上であり、24時間の連絡体制を確保している場合
★看護体制加算(Ⅲ) ※(Ⅰ)とどちらか	13	上記(Ⅰ)の要件に加え、前年度又は前3か月の利用総数のうち要介護3以上の割合が70%以上の場合
★看護体制加算(Ⅳ) ※(Ⅱ)とどちらか	25	上記(Ⅱ)の要件に加え、前年度又は前3か月の利用総数のうち要介護3以上の割合が70%以上の場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	4	利用総数のうち認知症の方の割合が5割以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了した職員を規程数配置した場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ) ※(Ⅰ)とどちらか	5	上記(Ⅱ)の要件に加え、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している職員を規程数配置し、さらに施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	約50~91	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合(全加算の8.3%)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	約15~50	上記(Ⅰ)を算定し、その他職場環境等の要件を満たしている場合(全加算の2.7%)
介護職員等ベースアップ等支援加算	約10~40	基本サービスと加減算を加えた単位数に加算率を乗じた分を追加(1.6%上乗せ)

3、該当する方へ係る加算の1日当たりの料金

送迎加算(片道)	201	事業所と自宅間の送迎を行う場合
療養食加算	9/食	医師の発行する食事せんに基づき特別な食事を提供した場合(1日3食を限度)
個別機能訓練加算	61	理学療法士等が計画に基づき直接機能訓練を提供。さらに3か月毎に利用者の居宅を訪問、機能訓練の内容及び計画の進捗状況等を説明したうえで訓練の見直し等を行った場合
★医療連携強化加算	64	厚生労働大臣が定める基準に適合している医療行為対象者を受け入れた場合
★緊急短期入所受入加算	98	居宅介護サービス計画に位置付けられていない利用者を緊急的に受け入れた場合(原則7日を限度)
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	109/月	外部の医療提携施設の医師や機能訓練指導員等と連携して個別機能訓練計画を作成した場合(3月に1回)
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※(Ⅰ)とどちらか	218/月	上記(Ⅰ)の要件に加え、利用者宅を訪問した場合に加算

4、介護保険外で係る費用

居住費	2,370	光熱水費(基本)、修繕・維持費用等 介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用 (第1段階:820円 第2段階:820円 第3段階:1,310円)
食費	1,770	介護保険負担限度額認定証持参の方は認定証に記載されている費用 (第1段階:300円 第2段階:600円 第3段階:1000円@1300円)
金銭管理費	35	本人または家族の事情にて施設で金銭等を管理する場合にかかる費用
日常生活費(日用品セット)	実費	日用品セット:106円(税込) タオルセット:85円(税込)
電気使用料	実費	電化製品のワット数を元に1日の消費電力を算出し、段階に当てはめて計算
趣向的活動費	実費	レクリエーションやクラブ活動における講師代や物品購入代
理美容費	実費	カット1,500円 カット&カラー4,300円 カット&パーマ4,300円 パーマのみ3,300円 カラーのみ3,300円 顔そりのみ800円
特別行事費	実費	外出やイベントなど、特別な行事を提供する時の費用
複写費	10/枚	コピー1枚あたりの費用
写真代	20/枚	写真現像にかかる1枚あたりの費用